

別段風説書の取り扱いと翻訳作業

―長崎訳の場合―

松 本 英 治

はじめに

従来、通常の風説書と別段風説書の違いは、作成時期と情報量から説明されてきた。^①通常の風説書は江戸時代を通じて存在し、五から一〇ヶ条前後で作成されたのに対して、別段風説書はアヘン戦争を契機に提出が始まり、情報量は一〇〇ヶ条を超えるものもある。いっぽう松方冬子氏は、別段風説書はバタヴィアで作成され、オランダ語原文が舶載されてくることを明確にし、長崎でオランダ商館長から聴取して作成される通常の風説書との違いをオランダ語原文の有無に求めた。^②松方氏の研究によって、別段風説書の理解は格段に高まったといえるだろう。松方氏を中心とするメンバーによって現代日本語訳も刊行され、^③別段風説書の内容理解も容易となった。原文の存在は長崎訳だけではなく、江戸訳を生み出すことにつながった。『オランダ別段風説書集成』の刊行によって、各年次の長崎訳と江戸訳を通覧することも可能となっている。^④

別段風説書の取り扱いと翻訳作業は、通常の風説書とは異なったはずである。通常の風説書は、オランダ船の入港後、以下の手順で作成・送

付されたことがわかっている。^⑤①出島の「かひたん部屋」で、通詞目付と大小通詞がオランダ商館長から情報を聴取して訳文を作成する。②年番通詞が下書の段階で長崎奉行に内見させる。③オランダ商館長と通詞目付・大小通詞が署名・捺印した清書を二通作成し、長崎奉行所に提出する。④入港の翌日までに長崎奉行が関連書類とともに刻付の宿継で江戸の老中に送る。このような手順は、『阿蘭陀船入津分出帆迄行事帳』や『紅毛通詞年番行事』などに記載され、文化十一年（一八一四）の年番通詞の日記『万記帳』ではその通りに励行されている。^⑦手順がマニュアル化していたのは、通常の風説書が二〇〇年を超える制度として存在したからであろう。

では、別段風説書の場合はどのような手順で作成・送付されたのだろうか。本稿では、「崎訳」「崎陽訳」と呼ばれた長崎訳の取り扱いと翻訳作業を検討することを課題とする。オランダ商館長の提出後、阿蘭陀通詞による翻訳作業を経て、江戸に送付されるまでの過程を明らかにしたい。別段風説書の作成は天保十一年（一八四〇）から安政四年（一八五

七)までの一八年間に限られただけに、手順がマニュアル化するには至らなかったようである。変遷も想定しながら、各年次の具体例に基づいて考察することとなる。『オランダ別段風説書集成』の書評において指摘したが、⁸⁾翻訳作業を含めた取り扱いを明らかにすることは別段風説書の理解に必要な基礎的研究であると考えている。

一 長崎訳の取り扱い

これまでの研究において、佐藤隆一氏が別段風説書の取り扱いを知りうる史料を紹介している。⁹⁾その史料とは、安政元年(一八五四)の長崎訳の写本である『甲寅荷夷報条』¹⁰⁾に記載された「別段風説取扱之次第」である。筆者が実見したところ、裏表紙の見返しに別紙で張り込みされている。同写本は「温故堂文庫」の蔵書印から、和学講談所の旧蔵本と判断されている。¹¹⁾まずは史料を掲出して内容を確認したい。

別段風説取扱之次第 (朱書 極秘々々)

別段風説ハ崎陽にて和解致、和解計を江府へ差出し候処、田口加州勤中前浜松侯御好ニ而本書を添差出候事ニ相成、内藤房州勤中松平河州より福山侯へ申上一枚タリトモ他へ不漏様、本書ハ役所ニ而開封於御役所通詞四五人手附用人立合熟訳致させ、草稿ハ鎮台の手元へ取上、清書二冊^{一冊江府上 一冊鎮台扣}二冊之内無之定ニ相成、其頃薩州・佐賀・筑前分心得之為表向借用いたし度旨申儀、江府へ伺候処、かし候儀者決而不相成、御国筋にて入用之処も有之候ハ写を取遣へしとの御下知、

ここでは長崎訳の取り扱いとその変遷が述べられており、要点を整理すれば、以下の通りである。

1 別段風説書は、当初は長崎で訳文を作成し、訳文だけを江戸に提出してきたが、長崎奉行田口加賀守喜行の在勤中、老中水野忠邦の意向によって、原文を添えて提出することになった。

2 長崎奉行内藤安房守忠明の在勤中、勘定奉行松平河内守近直が老中阿部正弘に建言して、訳文が一枚たりとも流布しないよう、原文は長崎奉行所で開封し、手付と用人を立ち会わせて阿蘭陀通詞四・五名に翻訳させるようにした。草稿を没収し、訳文の清書を二冊のみ作成する取り決めとなり、一冊は江戸に送付し、一冊は長崎奉行所の控えとした。

3 同じ頃、薩摩・佐賀・福岡三藩が心得のために別段風説書を借用したいと願い出た。江戸に伺ったところ、借用は決して許されないが、任務の上で必要な部分の写しを遣わすようにとのことだった。

興味深い内容だが、書き手となる人物も不明であり、史料批判を加えながら1から3の内容を検討してみよう。

1の長崎奉行田口喜行の在任期間は、天保一〇年(一八三九)四月から同一二年四月である。¹²⁾最初の別段風説書が翻訳されたのは、田口が長崎在勤中の天保一一年(一八四〇)七月だから、それ以前は和解のみを江戸に提出していたとする1の記述には矛盾がある。

天保一〇年七月、天文方の渋川六蔵は老中水野忠邦に蘭学・蘭書の取締りに関する上書を提出した。¹³⁾上書では阿蘭陀通詞による風説書の情報

操作を批判し、その改善策として、商館長から従来の風説書とは別に詳細な海外情報を封印の上で長崎奉行に提出させ、江戸で翻訳を行うべきだと主張している。この上書を受けて、天保二年五月、老中水野忠邦は長崎奉行に対して書付で、「阿蘭陀人差出候風説書、以来者翻訳二元ノ文相添可被差出」として風説書を送付する際に原文を添えるよう指示し、「右取計方勘弁致可申聞候」として対応を長崎奉行に委ねた。¹⁴

いっぽう天保一年に來航したオランダ船は、東インド政庁の決議に基づき、定期刊行物をもとにアヘン戦争情報を書面にした *Apert Nieuws* を船載した。¹⁵これが最初の別段風説書である。天保二年（一八四一）九月の長崎奉行戸川安清による引継記録には「水越前守殿御書取を以被仰渡候付、則取計方取調相伺候処、去子八月伺之通被仰渡候間、夫々惣申渡候旨、委細者御用状留二有之候」と記されている。委細を記した「御用状留」の内容はわからないが、最初の別段風説書に接した長崎奉行は、通常の風説書ではなく別段風説書の原文を江戸に送付することを老中水野忠邦に伺い出て、天保二年八月に了承を得たと考えられる。1 いう和解のみを送付していたのは通常の風説書で、原文の提出を求めた老中水野忠邦の意向をふまえ、別段風説書の原文が江戸に送られるようになったと理解すればよい。

2 の長崎奉行内藤忠明の在任期間は、嘉永二年（一八四九）九月から同五年五月である。¹⁷長崎在勤は嘉永三年（一八五〇）八月から同四年九月である。嘉永三年五月に長崎奉行大屋明啓が長崎で死去しており、同年六月に長崎訳が作成されたときは長崎在勤の奉行は不在だった。その

別段風説書の取り扱いと翻訳作業

あたりを勘案すると、2 のような取り扱いは嘉永四年（一八五一）から採用されたと考えられる。勘定奉行松平近直は弘化・嘉永期を通じて長く海防掛をつとめていた。¹⁹老中阿部正弘に建言した上申書の文面には接していないが、長崎訳の漏洩を防ぐため、長崎奉行に対して翻訳作業と管理の厳格化を求める内容であったはずである。

嘉永三年五月に幕府は風説禁止令を出している。前年に行われた海防策に関する諮問を契機としてさまざまな情報が氾濫しており、幕府は特に海防掛目付進達書の流布を問題視していたとされる。²⁰幕府は海外情報の漏洩と流布に神経を尖らせていたのである。

長崎警備に関わる西国諸藩は、以前から阿蘭陀通詞を「御出入通詞」などとして関係を通じて別段風説書を含む海外情報の収集に努めていた。²¹このような関係を通じて長崎訳の漏洩を防ぐため、幕府は2の取り扱いを採用したと考えられる。嘉永六年（一八五三）の長崎訳の取り扱いをめぐる状況を、熊本藩では「近年別而御秘密二而、和解被仰付候通辞之外一切御洩無之、自然相洩候へハ右通辞共御咎被仰付候との儀被仰置渡候由」と説明している。阿蘭陀通詞が長崎訳を漏洩させた場合、処分する方針が示されていたらしい。

3 は以下の二つの事実と関係すると見られる。一つは嘉永五年（一八五二）十一月に別段風説書に記されたペリー來航予告情報の記事を、老中阿部正弘が長崎警備を担当する福岡・佐賀両藩と琉球を配下におく薩摩藩に対して、異例にも伝達したことである。²³もう一つは嘉永六年八月に薩摩藩主島津斉彬が徳川斉昭に宛てた書簡で、以下のように述べてい

ることである。

一、蘭船の申上候風説書、御用部屋外者一切拝見不被仰付御定之由
 二而、近年者嚴敷御制禁被仰付候事ながら、諸大名江者此節之
 とく、拝見被仰付度儀と奉存候、只今二而者却而疑念を起し、不
 取留風説も生し、其上異国之事情知兼、氣遠く相成候姿も有之、
 其上諸大名銘々自分もれ候と被存候を恐れ、却而流布仕間敷、
 不取留浮説も相止ミ、御手当之御一助二も可相成哉と奉存候、乍
 然とても御沙汰ニ難被及事ニ御座候ハ、せめて浦賀御固メ之
 面々并ニ長崎両家・私方二者不残拝見之儀奉願上度、此段恐入奉
 申上候、²⁴⁾

ここである風説書は別段風説書である。島津斉彬は、別段風説書は江戸城の御用部屋以外では見られない「御定」があるという。情報秘匿はかえって諸大名の疑念を生むとしたうえで、せめて江戸湾警備の担当諸藩や福岡・佐賀・薩摩三藩に別段風説書を公開するようお願いしていると述べている。「不残拝見」とあるから全文公開を求めている。

いっぽう幕府は、嘉永六年以降、長崎訳を用いて別段風説書の公的回覧を始め、当初は三奉行など幕府内部に限られたが、やがて諸大名に対しても行われるようになった。²⁵⁾ 別段風説書に関する幕府の姿勢は、長崎での漏洩を禁じ、江戸で公開する方向へと転換したとする指摘もある。²⁶⁾ 以上を勘案すると、長崎で必要に応じた部分公開が許されたのではなく、江戸で福岡・佐賀・薩摩三藩に部分公開され、さらに全文公開も求められていたと見ておきたい。

二 別段風説書の提出から翻訳まで

最初となる天保十一年（一八四〇）の別段風説書について、当時の長崎奉行戸川安清は、書状のなかで「当年入津之阿蘭陀船の風説之趣かひたん封書を以、内密申立候次第も有之候」と述べている。²⁷⁾ ここから別段風説書が「封書」で提出されたことがわかる。「封書」を用いた提出は他見を憚るものであり、幕府の現地代表者である長崎奉行に宛てた親展の意味合いをもつと考えられる。

初期の別段風説書については、通常の風説書でアヘン戦争情報は「別段」に申し上げると記載するのが慣例化していた。²⁸⁾ 通常の風説書がオランダ船入港の翌日までに作成されることを考えれば、別段風説書は入港後、ただちに提出されたと判断できる。

このことはオランダ側の記録からも裏付けられる。嘉永五年（一八五二）のオランダ商館長ドンケル・クルチウスの記述を見てみよう。

七月二十一日にオランダ船が長崎湾に入港するやいなや、私たちは即刻、別段風説書提出準備に取りかかり、素早くその作業をなし終えました。その後で大通詞吉兵衛を商館に呼び出しました。彼は今年度の私たちと奉行との交渉の仲介役をつとめる者です。しかも彼はいつも偶然に機密問題に関与させられているという人物です。私たちは直ちにその場で彼に封印した風説書の包みを渡し、風説書中の重要記事が直ぐに目につくように、鉛筆で丸印を付けておいたと注意しておきました。²⁹⁾

入港後、別段風説書は速やかに準備され、オランダ商館長が「封印」

し、阿蘭陀通詞を介して長崎奉行に提出されることがわかる。嘉永六年（一八五三）においても、「長崎奉行がひそかに催促してきたので、別段風説書の包みを封印して、通詞の吉兵衛と栄之助に渡し³⁰⁾」と記しており、同様の手続きがとられていた。

ドンケル・クルチウスは別段風説書の重要記事に鉛筆で丸印をつけたと記している。弘化三年（一八四六）の別段風説書においても、わかりやすいオランダ語にするために鉛筆で欄外注がつけられているという³¹⁾。提出に先立って、オランダ商館長が内容を確認し、鉛筆で翻訳への配慮をなすこともあったことがわかる。

長崎オランダ商館に残された別段風説書の蘭文控には、末尾に「日本商館長」と書かれているものがあるというから、オランダ商館長がサインをした後に「封印」したはずである。嘉永三年（一八五〇）の江戸訳の末尾には、新商館長を「某」としたうえで、「按ルレヒソン」³²⁾ 尔並へて名を書せるは新甲必丹なるべし、字体読ミ難けれハ其名を知リ難し³³⁾と記されている。このことは別段風説書の末尾に商館長がサインしたことを裏付けている。

「別段風説取扱之次第」によれば、「封書」は長崎奉行所で開封されて翻訳作業が行われた。通常の風説書が出島の「かひた部屋」で作成されるのとは対照的である。嘉永四年（一八五二）以前の翻訳作業がどこで行われたかは明白ではないが、「封書」で提出される以上、阿蘭陀通詞が開封したり、出島の通詞部屋などで翻訳したりすることは考えにくい。やはり長崎奉行所だろう。

長崎訳は阿蘭陀通詞によって翻訳された。長崎訳の末尾には署名があり、各年次の人数は二名から一五名である。『オランダ別段風説書集成』に、岩田みゆき氏が作成した「別段風説書 各年次和蘭カピタン・通詞一覽」が掲載されているので、参照しつつ変遷を検討しておきたい。³⁴⁾

天保一一年は中山作三郎と石橋助十郎の二名の署名がある。両名は注文品の取り扱いや御用の翻訳などを担う御内用方通詞であった。³⁵⁾ 初めて受け取った別段風説書は、内密に取り扱う必要があると判断され、長崎奉行田口喜行が両名に翻訳を命じたと思われる。

天保一二年（一八四一）から嘉永三年までの署名は一〇名から一五名である。これは大小通詞と通詞目付からなる通詞仲間が全員で作成に携わったことを示している。通常の風説書と同様の形式で、通詞仲間の新たな業務と位置づけられ、通詞仲間が連帯して翻訳の責任を負うことになったといえる。ただし、後述するように、署名者が全員で翻訳したかどうかは疑問の余地がある。

嘉永四年以降は、通詞目付の署名がなくなり、四名から八名の署名がある。これは四・五名に翻訳させるという「別段風説取扱之次第」の記述とも符合する。年番通詞が加わっていないことも多く、署名者は年次ごとに異なる。各年次ごとに、その時々³⁶⁾の状況を勘案して、長崎奉行から任命された通詞が翻訳を担当したと考えられる。通詞目付の署名がなくなるのは、「別段風説取扱之次第」の記述をふまえれば、手付と用人が立ち会うようになったからだろう。

三 長崎訳の作成状況

ここでは、翻訳作業にかかった日数や取り扱いの状況など、各年次の長崎訳の作成状況を具体例に基づいて検討する。⁽³⁷⁾ 日数は分量や内容にも左右されるだろうから、そのあたりにも留意しておきたい。

(1) 天保三年（一八四二）

オランダ船入港は六月一九日で、同日付の通常の風説書で「唐国とエケレスとの戦争、今以不穩候、去々子年己來の義は追而別段可申上候」⁽³⁸⁾と報じられ、欠航によって届けられなかった前年の別段風説書とともに二年分がまとめて提出された。条数は写本により異なるが、天保一二年が一〇〇ヶ条前後、天保一三年が六〇ヶ条前後に及ぶ。英字新聞の蘭訳であったため、翻訳作業が難航したことは次の書付に示されている。⁽³⁹⁾

別段風説和解差上方之義追々御催促ニ相成、日夜出精仕候得共、右ハ「エケレス人の日記を其假阿蘭陀語に書取之書面ニ御座候得ハ、通例之和解物とハ違ひ、其上御内密奉申上候義ニ候間、小人数ニ而不洩様精々申談候義ニ付而ハ何分抄取り兼、漸半ハ出来仕候間、先此分相納申候、相残候分ハ当十七日御宿次御差立之節、御間ニ合候様出精可仕候、此段書付を以奉申上候、以上、

寅七月

目付

大小通詞 印

右の記述で注目したいのは、翻訳作業は秘密裏に小人数で行われていることである。完成した訳文の末尾には一三名の署名があるが、全員で

翻訳したわけではなさそうである。

高島秋帆を通じて写本を入手した薩摩藩の長崎聞役奥四郎の書付によれば、草稿も没収され、長崎訳が宿継で江戸に送られたのは七月二十七日⁽⁴⁰⁾という。二年分の翻訳作業が終了するまで一ヶ月以上かかったようである。

(2) 弘化元年（一八四四）

別段風説書は二通ある。このうち開国勧告の国王親書をもたらしたオランダ軍艦パレンバン号が舶載した別段風説書の作成状況を見てみたい。パレンバン号は七月二日に入港し、四日に作成された通常の風説書で「唐国帝王とエゲレス国女王と之申究候盟約一條之儀者、別段可奉申上候」⁽⁴¹⁾と報じられた。内容は南京条約と五港通商章程の条文からなる。後掲する長崎奉行伊沢政義の書付から八月三日に江戸に送付されたことがわかる。

久留米藩の記録には、七月二十八日の記述に「一昨夜通詞小川慶右衛門令極密々ニ而出島役所ニ有之候取出遣候間、夜中写取差上」⁽⁴²⁾とあるので、七月二十六日までは翻訳が出来上がっていたと見られる。「出島役所」は長崎奉行所の西役所を指すと思われるが、そこに長崎訳の控えが存在したらしい。翻訳作業は一ヶ月近くかかっているが、長崎奉行や阿蘭陀通詞がパレンバン号の入港と国王親書への対応に忙殺されていた可能性が高い。

(3) 嘉永元年 (一八四八)

全四二ヶ条からなり、オランダ船入港は六月二九日である。次に示す史料は佐賀藩の記録で、長崎聞役が阿蘭陀通詞から入手した情報と判断される。⁽⁴³⁾

一、昨廿九日入津之蘭船風説、同夜内密通詞方罷出承候処、当節者指而相変候風説無之趣ニ御座候、

一、別段内風説未和解二者不相成候得共、一覽相成候処、右江も指たる儀相見不申、此節欧羅巴諸州何れも戦争騒動有之、アメリカ州も彼是争論差起不穩趣、既ニフランス国王者当時エケレス国江逃去居、同国江大騒之由、和蘭国静謐ニ御座候趣ニ御座候、右等之様子委細内風説書中ニ有之由、和解出来次第追而写取可奉差上候、

入港翌日に、別段風説書の内容の要点が紹介されていることが注目される。翻訳作業に入る前に全体を一覧して内容を把握しているわけである。続く記述に「先書奉申上候別段穩密風説書清書出来候ニ付、写取別封差上申候」とあって、佐賀藩が写本を入手したことがわかる。関係記事の冒頭に七月五日とあり、これが入手した日付ならば、翻訳作業に要した日数は五日程度である。

(4) 嘉永三年 (一八五〇)

全一二ヶ条からなり、オランダ船入港は六月一日である。六月二二日には翻訳作業が終了しており、熊本藩や薩摩藩の長崎聞役が阿蘭陀

別段風説書の取り扱いと翻訳作業

通詞を介して写本を入手したことがわかっている。⁽⁴⁴⁾ 翻訳作業に要した日数は一〇日程度である。

(5) 嘉永五年 (一八五二)

全六七ヶ条からなり、オランダ船入港は六月五日である。阿蘭陀通詞が記した六月一〇日の覚書のなかに「別段風説書之内」とあって、ペリー来航予告情報の記事が抜粋されているので、同日までの数日間に翻訳作業が終わっていた。

薩摩藩の長崎聞役大迫源七の届書によれば、翻訳作業は長崎奉行所の一間を閉め切つて行われ、長崎奉行と目付以外は訳文に接することができず、草稿もすべて没収されたという。⁽⁴⁵⁾ 大迫は下書のような書付を入手したが、万一露見すると翻訳を担当した阿蘭陀通詞は処罰されると述べている。薩摩藩は写本そのものは入手していない模様である。

(6) 嘉永六年 (一八五三)

全五六ヶ条からなり、オランダ船入港は六月二八日である。次に示す史料は、七月一日に熊本藩の長崎聞役佐藤寿八が阿蘭陀通詞西吉兵衛から聞いた話を報じた書留である。⁽⁴⁷⁾

一、紅毛内密風説書当年茂御奉行様於御手元和解被仰付、大小通詞六人昨今両日罷越今昼迄ニ相済候由、紙数三拾六枚程御座候得共御許ニ而者不用之稜而巳ニ而、心得方ニ相成候儀ハ三ヶ條有之候由、則左之通、

翻訳作業は、前年と同様に長崎奉行の立ち会いのもとで、六月三〇日から七月一日の昼頃迄の一日半で行われたことがわかる。引用部分以下には、ペリーとプチャーチン、イギリス軍艦の来航予告情報が簡潔に三ヶ条にまとめられている。注目すべき情報内容は伝えられているが、熊本藩は写本そのものは入手できなかったようである。

(7) 安政元年(一八五四)

全九四ヶ条からなり、オランダ船入港は七月五日である。七月八日に江戸に送付しているから、翻訳作業は二・三日間で行われた。オランダ商館長ドンケル・クルウスは「別段風説書を江戸へ急送すべきだという私の申し出に奉行が賛成した」と述べているので、翻訳作業が急がれたことがわかる。

(8) 安政三年(一八五六)

全一〇五ヶ条で、次に示す阿蘭陀通詞の書付から、七月八日に入港したオランダ軍艦メデウサ号が舶載したことがわかる。

かびたん令別段風説書差出候二付、和解被仰付、一覽仕候処、右之内二者魯西亞都兒格和平取結、諸国静謐相成候廉、并欧羅巴諸州交易筋の条約取結候外、格別肝要之廉無御座候、右風説書和解仕候得者、六七日茂相掛、御差立之間二合不申候二付、此段申上候、以上、

辰七月十日

品川藤兵衛 印

本木昌造 印

ここでは、クリミア戦争の和平とヨーロッパ諸国の通商条約の締結を除いて重要な情報はないとしたうえで、翻訳作業は六・七日かかるので宿継の差し立てに間に合わないとしている。翻訳作業に入る前に全体を一覧して内容を把握していること、急いで翻訳する必要があるかは内容から判断していたことがわかる。

なお、長崎奉行川村修就は、七月一〇日付の勘定奉行と在府の長崎奉行に宛てた書簡で、翻訳が終わり次第、「臨時刻付宿継」で差し上げると述べている。⁽⁵¹⁾ 長崎訳は通常の風説書と同様に刻付の宿継を用いて江戸に急送されたことが判明する。

四 長崎訳の清書と草稿

「別段風説取扱之次第」によれば、長崎訳の翻訳作業が済むと、草稿は没収され、清書は江戸への送付分と長崎奉行所の控えの二冊が作成された。長崎奉行所関係文書として伝来する『自嘉永四年至安政四年風説書 全』⁽⁵²⁾は、阿蘭陀通詞の署名と黒印がある写本を合冊していることから、長崎奉行所の控えとなる正本と考えられており、草稿の写本も含まれている。同書の伝来は、嘉永四年(一八五二)以降、長崎奉行所で長崎訳の管理が徹底されたことを物語っている。最善の長崎訳の写本であり、多くの年次で『オランダ別段風説書集成』の翻刻本として採用され、岩田みゆき氏による各年次の解説のなかで写本の特徴が説明されている。⁽⁵³⁾ 以下では、岩田氏の解説をふまえて、同書の全体像を示すことで清書や草稿の特徴を考えてみたい。

表：『自嘉永四年至安政四年 風説書 全』の概要

年次	表紙	冒頭の表題	通詞の人数	通詞の黒印	半丁の行数	丁数	備考
嘉永4年	あり	別段風説	8	あり	7	36	表紙「嘉永四亥年別段申上候風説書」。別に草稿あり。
嘉永5年	なし	別段風説書	5	あり	6	27	
嘉永6年	なし	別段風説書	6	あり	6	33	朱書で割注の追記が数カ所あり。別に草稿あり。
安政元年	あり	別段風説書	4	なし	6	40	表紙「七月八日急町便ニ而蘭船差越候儀申出候別冊和解両通相作江戸へ廻ス」「嘉永七亥年七月、別段風説書和解」。裏表紙「右懸り通詞して写さしめ直ニ引継之、水野筑後守」。
安政2年	なし	別段風説書	7	あり	6	67	
安政3年	—	—	—	—	—	—	—
安政4年	あり	別段風説書	5	なし	7	41	表紙「安政四巳年、別段風説書」。

(注) *嘉永4・5年の間に1862年の海外新聞の翻訳2点が綴じ込まれている。

*安政2・4年の間に、通詞の黒印が捺された安政2年6月19日付の通常の風説書1点が綴じ込まれている。

*表紙・裏表紙がある場合は丁数に含めた。

『自嘉永四年至安政四年 風説書 全』に収録された写本の概要を示せば、表のようになる。安政三年（一八五六）の写本は含まれない。また、安政元年（一八五四）と同四年の写本は黒印が捺されていない。ただし、安政元年の写本には、裏表紙に異筆で「右懸り通詞して写さしめ直ニ引継之、水野筑後守」とあり、この部分は長崎奉行水野筑後守忠徳の自筆の可能性がある。この点からしても、合冊された写本はすべて控えとなる正本と

みて間違いない。なお、海外新聞紙の翻訳二点と通常の風説書一点も合冊されており、その内容から合冊された時期は文久二年（一八六二）以降とわかる。

清書は、半丁ごとに六・七行で認められている。各年次ともに筆跡はほとんど一人の書き手で、阿蘭陀通詞の署名は自筆ではない。また、オランダ商館長のサインはなく、長崎訳そのものにはサインを必要としなかったことがわかる。江戸に送付された清書も同様の書式で作成されたと考えられる。安政二年（一八五五）の写本は、江戸で諸大名に回達された写本と、半丁の行数や改行の位置が同じであるとの指摘もある⁵³。

嘉永四年と同六年は、「下書」と記載された草稿が綴じ込まれている。すべての年次で綴じ込まれてないのは、没収した草稿はそもそも保存する必要がなかったからだろう。草稿からわかる翻訳作業の状況を見ておこう。

嘉永四年の草稿は、半丁ごとに五行の記載である。六・七行で認めた清書に対して、修正を前提に余裕のある行数としたと思われる。朱書と墨書による修正があり、複数人からなる筆跡である。洋暦に和暦の割注をつけていた部分は、すべて和暦に統一している。「奉行」を「都督」、「共和政治」を「合衆国」、「ブリタニヤ」を「エグレス」とするなどの語句の修正が見受けられる。蘭語・蘭文の記載は見られない。全体として語句の修正と統一をはかっている印象があり、最終段階の草稿と見られる。

嘉永六年（一八五三）の草稿は、各丁ごとの行数は一定しない。墨書

や貼紙による修正があり、一部朱書の追記もある。修正はかなり多く、語句にとどまらず、文章の推敲にも及んでいる。筆者の能力を超えるが、阿蘭陀通詞の翻訳力を考えるうえで、絶好の素材となりうるだろう。筆跡は複数人であり、分担して翻訳したことが明白である。右上に「二」から「十二」の番号が振られており、分担のあとをうかがわせる。蘭語・蘭文の書き込みは見られない。

五 江戸への送付

清書された長崎訳は、オランダ語原文とともに江戸に送付されることになる。送付の際の長崎奉行の書付を見てみたい。

まず、弘化四年（一八四七）に長崎奉行平賀信濃守勝足が進達した事例である。⁽⁵⁶⁾

当年入津仕候阿蘭陀船持渡候別段風説書一冊、カヒタン差出候間、和解為仕出来候付、右横文字和解共差上申候、以上

未七月

平賀信濃守

原文一冊とその訳文がともに送付されていることがわかる。

次に、嘉永六年（一八五三）に長崎奉行大沢豊後守乗哲が送付した事例である。⁽⁵⁶⁾

「^(朱書)丑七月廿四日、伊勢守殿荒井甚之允を以御渡、」

阿蘭陀船今持渡候別段風説書和解出来二付

差上候儀申上候書付

大沢豊後守

当年入津仕候阿蘭陀持渡候別段風説書壹冊、かひたん差出候間、和解為仕出来候付、右横文字和解共差上申候、以上

丑七月

大沢豊後守

原文一冊とその訳文が送付されており、書付の文面は弘化四年とほぼ同一である。封紙ウハ書の記載から、長崎訳は七月二十四日、老中阿部伊勢守正弘から荒井甚之允を通じて町奉行所に渡されている。⁽⁵⁷⁾ 前述のごとく、七月一日に長崎訳の翻訳作業が終了した後、二〇日程度で江戸に届けられ、ただちに幕府内部に回達されたこともわかる。

さらに、弘化元年（一八四四）に長崎奉行伊沢美作守政義が進達した事例を見てみよう。⁽⁵⁸⁾

以別紙申入之候

此節入津之阿蘭陀本国船より別段風説横文字壹冊、かひたん差出候に付、和解申付候処出来候間、申上書取調、横文字和解御扣共相添、式通宛別封いたし差進候間、委細者右に而御承知御改之上、粘封御附、大炊頭殿へ御進達可被成と存候、以上、

八月三日

伊沢美作守

戸川播磨守様

阿蘭陀本国船今申出候別段風説書横文字

和解出来候二付差上候儀申上候書付

伊沢美作守

此節入津仕候阿蘭陀本国船より別段風説書横文字壹冊、在留かひたを以差出候に付、和解為仕出来候間、則差上申候、以上、

辰八月

伊沢美作守

書付の文面はやや異なり、江戸に訳文だけ送付されたようにも読めるが、原文も送付されたと考えておきたい。また、別紙の記述を見ると、控えとともに二通が封をして送付されている。「別段風説取扱之次第」は清書一冊の送付とするが、他の年次も控えを含めて二冊送付されたのか、年次により異なるのかは後考を待ちたい。なお、別紙の宛先は勘定奉行戸川播磨守安清で、老中土井大炊頭利位に進達するように求めている。長崎訳は勘定奉行を通じて、老中に進達されたことがわかる。月番の老中ではなく、老中首座に進達されていたと見ておきたい。

江戸に送付された長崎訳は御用部屋に留め置かれた。御用部屋での保管は、別段風説書が老中と若年寄以外は接し得ない性格の文書であることを示している。

おわりに

以上、長崎訳の取り扱いと翻訳作業を検討してみた。判明した諸点を列挙してみれば、次の通りである。

1 別段風説書は機密扱いだったが、西国諸藩は長崎聞役を通じて阿蘭陀通詞を掌握し、長崎訳の写本の入手に努めていた。幕府は長崎訳の漏洩を防ぐために、嘉永四年（一八五二）以降、翻訳作業と管理の厳格化をはかった。いっぽうで嘉永五年（一八五三）には江戸で福岡・佐賀・薩摩三藩に長崎訳を部分公開し、翌年以降、幕府は長崎訳を用いて幕府内部での回達や諸大名への全文公開を進めた。

別段風説書の取り扱いと翻訳作業

2 別段風説書は、オランダ商館長が内容を確認してサインした後、封印した封書を用いて長崎奉行に提出された。オランダ船の入港後、オランダ商館長は速やかに提出の準備を行い、阿蘭陀通詞を介して長崎奉行に渡された。

3 別段風説書は長崎奉行所で開封され、阿蘭陀通詞によって翻訳された。天保十一年（一八四〇）は御内用方通詞二名が翻訳した。天保十三年（一八四二）から嘉永三年（一八五〇）までは、通詞目付と大小通詞からなる通詞仲間が全員で長崎訳の作成に携わった。嘉永四年以降は、長崎奉行から任命された五名前後の通詞が翻訳した。手付や用人の立ち会いのもとで翻訳作業が行われ、長崎奉行自らが立ち会うこともあった。

4 翻訳作業に要する日数は分量にも左右されるが、内容が世界情勢全般へと変化した弘化三年（一八四六）以降の別段風説書では、最短で一日半、普通は数日から一〇日程の日数を要した。翻訳作業に入る前に全体を一覧して概要が把握された。アヘン戦争情報を報じた初期の別段風説書は、不慣れな点も多く、一ヶ月前後の日数を要する場合もあった。

5 翻訳作業は、阿蘭陀通詞が分担して行われた。翻訳作業が終わると、草稿は阿蘭陀通詞の手に残らないように没収された。嘉永四年以降、清書は江戸への送付分と長崎奉行所の控えの二冊が作成された。清書は半丁ごとに六・七行で認められ、翻訳を担当した阿蘭陀通詞が署名の下に黒印を捺した。

6 黒印が捺された長崎訳の清書一冊が、オランダ語原文一冊とともに長崎奉行から江戸に送付された。清書一冊に加え、その控え一冊が送付された事例もある。刻付の宿継を用いて江戸に急送され、勘定奉行を通じて老中に進達された。その後、長崎訳は江戸城の御用部屋に保管された。

江戸に送付された別段風説書の原文は天文方に下げ渡され、江戸訳が作成されることになる。江戸では、長崎訳と江戸訳の校合も行われた。紙幅の関係もあり、江戸訳の取り扱いと翻訳作業は別稿で論じている。⁽⁹⁾ あわせて参照されたい。

註

- (1) 安岡昭男「和蘭別段風説書とその内容」(『法政大学文学部紀要』第一六号、一九七〇年)、片桐一男「和蘭風説書解題―和蘭風説書の研究―」(日蘭学会・法政蘭学研究会編『和蘭風説書集成』上巻、吉川弘文館、一九七七年)。
- (2) 松方冬子『オランダ風説書と近世日本』(東京大学出版会、二〇〇七年)、同『オランダ風説書』(中央公論新社、二〇一〇年)。
- (3) 松方冬子編『別段風説書が語る一九世紀―翻訳と研究』(東京大学出版会、二〇一二年)。
- (4) 風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』(吉川弘文館、二〇一九年)。
- (5) 片桐一男『開かれた鎖国』(講談社、一九九七年) 四七―五〇、六二―六六頁、前掲、片桐「和蘭風説書解題―和蘭風説書の研究―」二〇―二三頁を参照。前掲、松方『オランダ風説書と近世日本』一三三―一三五頁では、通常の風説書の作成過程を再検討し、オランダ語原文の舶載は確認できないことを明

らかにしている。

- (6) 「阿蘭陀船入津分出帆迄行事帳」(片桐一男校訂『鎖国時代対外応接関係史料』近藤出版社、一九七二年) 四八頁、「紅毛通詞年番行事」(片桐一男・服部匡延校訂『年番阿蘭陀通詞史料』近藤出版社、一九七七年) 一三七頁。
- (7) 「万記帳」(片桐一男・服部匡延校訂『年番阿蘭陀通詞史料』近藤出版社、一九七七年) 九〇―九一頁。
- (8) 松本英治「書評 風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』」(『青山史学』第三九号、二〇一二年)。
- (9) 佐藤隆一「オランダ別段風説書―その公的回覧と私的書写―」(風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘文館、二〇一九年) 五六九―五七一頁を参照。
- (10) 「甲寅荷夷報条」(東京都立中央図書館所蔵横山文庫)。
- (11) 岩田みゆき「別段風説書写本の所在状況について」(風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘文館、二〇一九年) 一〇九頁を参照。
- (12) 「長崎奉行代々記」(鈴木康子『長崎奉行の研究』思文閣出版、二〇〇七年) 三六六頁。
- (13) 勝海舟全集刊行会編『開国起原』Ⅳ(勝海舟全集一八)(講談社、一九七五年) 六六五―六六六頁。
- (14) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第五巻(岩波書店、一九九四年) 二九七頁。
- (15) 前掲、松方『オランダ風説書と近世日本』一五七―一五八頁を参照。
- (16) 「天保十二年申送帳 戸川播磨守」(長崎歴史文化博物館所蔵)。
- (17) 前掲「長崎奉行代々記」三六九―三七〇頁。
- (18) 同右、三六九頁。
- (19) 後藤敦史「開国期徳川幕府の政治と外交」(有志舎、二〇一五年) 三六―三七、

六四頁を参照。

- (20) 同右、九二―一〇五頁を参照。

- (21) 長崎開役による海外情報の収集活動については、次のような研究がある。芳

即正「島津斉彬の海外情報源」(『斉彬公史料月報』二、一九八二年)、藤田彰

一「阿蘭陀別段風説書の漏洩」(『洋学史研究』第四号、一九八七年)、梶輝行

「長崎開役と情報」(岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』岩田書

院、一九九七年)、山本博文「長崎開役日記」(筑摩書房、一九九九年)、沼倉

延幸「開国前後、長崎における海外情報の収集伝達活動について」(保谷徹編

『幕末維新と情報』(幕末維新論集一〇)吉川弘文館、二〇〇一年)、片倉日龍

雄「幕末期佐賀藩の海外情報収集と対応―「籌邊新編」をめぐる―」(『幕

末佐賀科学技術史研究』第一号、二〇〇五年)、松本英治「近世後期の対外政

策と軍事・情報」(吉川弘文館、二〇一六年)。

- (22) 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』巻一(侯爵細川家編纂所、一九三二

年)一一四―一一五頁。

- (23) 岩下哲典「幕末日本の情報活動 改訂増補版」(雄山閣、二〇〇八年)七〇、

七三、二六四頁、前掲、佐藤「オランダ別段風説書―その公的的回覧と私的書

写―」五七六―五八〇頁を参照。

- (24) 島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』下巻一(吉川弘文館、一九六九年)

七〇九―七一〇頁。

- (25) 前掲、佐藤「オランダ別段風説書―その公的回覧と私的書写―」五八〇―五

九〇頁を参照。

- (26) 松方冬子「近世後期「長崎口」からの「西洋近代」情報・知識の受容と翻訳」

(『歴史学研究』第八四八号、二〇〇八年)七〇頁を参照。

- (27) 「明楽飛騨守・田口加賀守宛戸川播磨守書状写」(岩下哲典「幕末日本の情報

活動 改訂増補版」雄山閣、二〇〇八年)三五五頁。

- (28) 前掲、片桐「和蘭風説書解題―和蘭風説書の研究―」四〇頁、佐藤隆一「オ

ランダ別段風説書解説」(風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘

文館、二〇一九年)九頁を参照。

- (29) フォス美弥子編訳「幕末出島未公開文書 ドンケル・クルチウス覚え書」(新

人物往来社、一九九二年)三三頁。

- (30) 同右、四〇頁。

- (31) 松方冬子「解題」(松方冬子編『別段風説書が語る一九世紀 翻訳と研究』東

京大学出版会、二〇一二年)一一頁を参照。

- (32) 前掲、松方「オランダ風説書と近世日本」一五五、一六九頁を参照。

- (33) 前掲「オランダ別段風説書集成」三六一頁。

- (34) 岩田みゆき「別段風説書写本の所在状況について」(風説書研究会編『オラン

ダ別段風説書集成』吉川弘文館、二〇一九年)七八―七九頁を参照。

- (35) 片桐一男「阿蘭陀通詞の研究」(吉川弘文館、一九八五年)二六三、二七六、

二七七頁を参照。天保一年の通常の風説書を見ると、通詞目付・大小通詞

に加え、他の年次に見られない「御用和解掛」の記載がある。中山作三郎と

石橋助十郎の両名が「御用和解掛」だったと思われる。日蘭学会・法政蘭学

- 研究会編『和蘭風説書集成』下巻(吉川弘文館、一九七九年)一九八頁。

- (36) 年番通詞については、前掲、片桐「阿蘭陀通詞の研究」一二八―一四五頁の

「年番通詞一覧」で確認した。

- (37) 以下、オランダ船の入港日、別段風説書の条数などの基本事項は、前掲『和

蘭風説書集成』下巻、「オランダ別段風説書集成」を参照した。

- (38) 前掲『和蘭風説書集成』下巻、二〇七頁。

- (39) 「阿片事件記事」(静嘉堂文庫所蔵大槻文庫)。

- (40) 「御内密申上候別段風説書写」(久留米市立中央図書館所蔵有馬家文書)。奥四

郎の書状は、『嘉永雜録』(東京大学史料編纂所所蔵島津家文書)にも収録さ

れており、佐藤隆一氏や岩田みゆき氏が紹介している。前掲、佐藤「オランダ別段風説書―その公的回覧と私的書写―」五七―五七三頁、岩田みゆき「幕末期における長崎貿易商人の海外情報―巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討―」（『青山史学』第三九号、二〇二一年）一九頁を参照。

(41) 前掲『和蘭風説書集成』下巻、二二三頁。

(42) 『長崎表蘭船入津一件』（久留米市立中央図書館所蔵有馬家文書）。

(43) 『籌辺新編』蘭人風説雜三冊之内（佐賀県立図書館寄託鍋島家文庫）。

(44) 前掲、沼倉「開国前後、長崎における海外情報の収集伝達活動について」七六―七七頁を参照。

(45) 岩下哲典「徳川慶勝筆写の嘉永四・五年別段風説書と黒田斉博の嘉永五年対外建白書」（風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』吉川弘文館、二〇一九年）六〇五頁を参照。

(46) 前掲、芳「島津斉彬の海外情報源」五―六頁、岩下哲典「予告されていたベリ―来航と幕末情報戦争」（洋泉社、二〇〇六年）九六―九八頁を参照。

(47) 前掲『改訂肥後藩国事史料』巻一、一一五頁。

(48) 前掲『オランダ別段風説書集成』四四〇頁。

(49) 前掲『幕末出島未公開文書 ドンケル・クルチウス覚え書』八五頁。

(50) 『大日本古文書 幕末外国関係文書の十四』（覆刻版）（東京大学出版会、一九八五年）四二七―四二八頁。

(51) 同右、四三二頁。

(52) 『自嘉永四年至安政四年 風説書 全』（長崎歴史文化博物館所蔵）。

(53) 前掲、岩田「別段風説書写本の所在状況について」九九、一〇二、一〇八、一〇九、一一一、一一四頁を参照。

(54) 同右、一一一―一二二頁を参照。

(55) 『大日本維新史料 第一編ノ六』（維新史料編纂事務局、一九四二年）二八二

頁。

(56) 『大日本古文書 幕末外国関係文書の二』（覆刻版）（東京大学出版会、一九八四年）六四四―六四五頁。

(57) 前掲、岩田「別段風説書写本の所在状況について」一〇八頁を参照。

(58) 『続通信全覧』類輯之部雜・荷蘭本国使節初テ長崎ニ渡来国書捧呈一件八（外務省外交史料館所蔵）。

(59) 松本英治「別段風説書の取り扱いと翻訳作業―江戸訳の場合―」（津山洋学資料館洋学研究誌「一滴」第三〇号、二〇一三年）。

〔付記〕本研究は、JSPS科研費JP二〇H〇一三一四「オランダ別段風説書の研究」（研究代表者…岩田みゆき）の助成を受けたものです。